

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141
16年11月7日

集まってお仲間になろう

西ブロック若い世代の交流会

一〇月二八日

(金) 寺尾支部の

会員さんのお店

【ピザ酒屋MOJ

A】に於いて、三

〇代から五〇代の

一四名が参加して

「西ブロック若い

世代の交流会」が

開催されました。

初めに、発起人

でもある山田副会

長（医薬品販売）

が「今日は固いこ

とは抜きにして、飲んで食べて話して、知り合いになりましょう。」とあいさつし始めました。

その後、自己紹介を予定していましたが、自然と名刺交換が始まりお互いに交流していました。自己紹介ではご自分の商売をアピールしたり、参加者からの質問に答えたりしていく中で「〇〇さんのお母さんはうちのお客様さんだよ」「以前勤めていた会社で同僚だったよ」と意外なつながりがあったり、「一五才で単身ブラジルに渡りサッカー選手を目指していた」とキングカズばりの方がいたり驚きの連続でした。

その後はフリートーク、自分の仕事の悩みを相談したり、今の商売を始めるきっかけや、仕事の遍歴を語ったりと仕事の話はもちろん、遊びやプライベートの話でも大いに盛り上がりました。

あつという間に時間が過ぎ、最後に、市橋副会長（建築業）から「異業種や色々な世代と交流できるのも民商の魅力、また集まって楽しみましょう」とのあいさつでお開きとなりました。今回来れなかった方も次回開催時には、是非ご参加をお待ちしています。



日程

- 一月八日 大腸がん検診容器回収日
- 一月一二・一三日 役員学習交流会
- 一月一四日 市暮らしと福祉守る実行委員会交渉
- 一月一五日 県交渉

齋藤弁護士講師でマイナンバー学習会 未配達一七〇万世帯、カード発行八%

民商の渡部副会長ら四名が国にマイナンバー制度の実施差し止めを求める訴訟が闘われています。

裁判を支援するため齋藤裕弁護士を講師に学習会が開催されました。

政府が狙う監視社会

齋藤弁護士は、監視カメラとマイナンバーで顔認証システムを使えば、常時自動的に国民を監視することが可能なこと、GPSによる監視などの危険、市民の情報を簡単に政府が把握できるようになれば、民主主義喪失の危険に直面することを指摘しました。

自分の情報をコントロールする権利もフライバイ

また、自分の情報を自分がコントロールする権利は憲法でも主要国でも認められている。例えばドイツ連邦裁判所は「人格権は、自己決定権の思想により個人の生活状況がいつ、いかなる範囲で開示されるかを、原則として自らが決定するという権能を含む」と明快に指摘しています。マイナンバーが名寄せ、様々なデータと突合せされれば、本人の知らない間に、自分の情報が国や知らない相手にわたり悪用される危険が生じます。知らない間に国民監視を認めるわけにはいきません。原告の渡部県連会長からも決意表明が行われました。

生活の様々な面で不安を生み出しています

質疑では「銀行からマイナンバーがないとマル優の継続ができないと言われ、面倒だからいいです」と言ったり解約されたという報告。税務関係の書類にマイナンバーの記載が要求されることから「事業者で従業員の年末調整の資料へのナンバーの記載をどうしよう」等々の疑問も出されました。民商からは税務署交渉で「ナンバーの記載がなくても不利益な扱いはしません」と回答していますとの報告が関心を集めました。またマイナンバー導入の最大の目的は、社会保障費用の削減という政府の狙いがあるとの報告もあり、裁判支援の重要性が出されました。

共済会学習会を開催!

駅前支部

十月三〇日(日) 駅前支部では「瀬波はまなす荘」を会場に共済会学習会を開催し総勢で十五名が参加しました。

学習会当日には本部共済会役員の大島さん(関屋支部・クリーニング業)と小池さん(飲食業)を講師に共済会の「お元気ですか」パンフレットを使用して民商共済会の制度が拡充された部分を中心に説明が行われました。

参加者からは「年齢を重ねると何が起こるか分からない。健康面での不安も増えてくるので民商共済会があると安心」とや

「支部の皆で日帰り温泉へ行くのをいつも楽しみにしているまた皆できたいね」などの声が聞かれました。



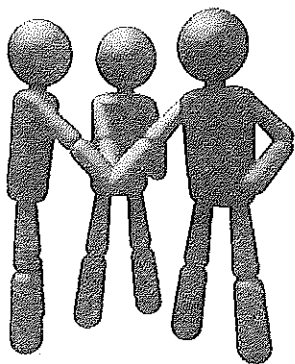
青年部

全青協総会へ向けての拡大訪問の計画

支部役員・婦人部からも協力を!

全青協では十一月二〇日(日)に開催される全青協総会までに全国一〇〇〇名到達をやりきることを決め、県青協はそれに向け、県内二九〇名到達の目標をたてました。新潟民商は二二名を拡大目標とし、拡大のための訪問を行います。

この目標は青年部だけで達成するのは難しく、支部役員や婦人部の力も借りて目標達成を目指します。ご協力をお願いします。



大腸がん検診・署名で対話

東山ノ下支部

十月二六日(水)、東山ノ下支部では、大腸がん検診の受診の呼びかけと「消費税5%にもどせ」署名を持って会員訪問をしました。

スナック経営のママさんは、「昨年は私一人だったけど、今年は従業員全員に受けさせます」との返事。

建築業を営んでいる奥さんは、「選挙良かったですネ。署名も集めておきました」と渡してくれました。

電気工事屋さんでは「さっぱり仕事がない。困ったもんだよ。身体が資本。夫婦で受けますヨ」と明るい返事。



短時間の訪問でしたが、三二名の予約と、四軒の家から三五名の署名が集まりました。

支部では、かつて役員をやってもらっていた方が、陽性反応が出ましたが、仕事が忙しく具合が悪くなり病院に行ったときには手遅れで亡くなってしまった苦い経験から、自分の健康だけではなく、仲間の健康も考えようと家族にも呼びかけ、今回は一〇〇名の目標を持って取り組んでいます。

株式会社のみなさん! 役員の任期が切れていませんか 役員の変更登記が必要です

取締役の任期は会社法で最高10年が認められていますが、個々の会社の定款で任期が決められています。

●任期が満了した場合や役員が変更になったときは、法務局に役員の変更登記が必要です。書式の見本がありますので自分で書類を作成し登記できます。

民商にご相談ください。

●平成18年の新会社法以前に設立した株式会社で取締役・監査役の任期が3年や4年になっている場合で役員の変更登記をしていない場合は至急登記が必要です。